

訳題：「農業部『2013年國家動物伝染病強制免疫計画』施行通知」

原題：农业部关于印发《2013年國家动物疫病强制免疫计划》的通知

出典：http://www.cadc.gov.cn/Html/2013_03_08/29361_29691_2013_03_08_100242.html

【仮訳】

農業部文書

農医発[2013]8号

農業部『2013年國家動物伝染病強制免疫計画』施行に関する通知

各省、自治区、直轄市及び計画的獨立財政市の畜牧獸医（農牧、農業）庁（局、弁公室）、財政庁（局、弁公室）、新疆生産建設兵団畜牧獸医局、財務局 御中

『中華人民共和國動物防疫法』等の法律法規の要求に基づき、『國家中長期動物伝染病防治規劃（2012-2020年）』を真摯に徹底的に実行し、強制免疫事業を全面的に実施するため、当部は財政部と共に『2013年國家動物伝染病強制免疫計画』を立てた。ここに各位に配布するので、これに従って実施すること。

農業部

2013年2月25日

2013年國家動物伝染病委強制免疫計画

一、全体要求

高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫、高病原性豚繁殖器・呼吸器症候群、豚コレラ等4種類の動物伝染病に対する免疫を強制的に獲得させ、群体の免疫カバー率を常に90%以上に保ち、その内、免疫を獲得させるべき家畜家禽の免疫カバー率を100%に到達させ、免疫抗体合格率を年間通じて70%以上に保つこと。

チベット、新疆、新疆生産建設兵団等の地域では羊に小反芻獸疫に対する免疫を獲得させ、群体の免疫カバー率を年間通じて90%以上に保ち、その内、免疫を獲得させるべき羊の免疫カバー率を100%に到達させること。

二、職責分担

地方各級人民政府は、管轄地域内の動物防疫事業に対して全ての責任を負い、関連部門を組織して職責により作業を分担し、強制免疫計画を実施し、免疫カバー率を保証すること。

各級獣医部門は強制免疫計画を具体的に立てて実施し、強制免疫用動物伝染病ワクチンの購入、保存、使用の監督管理に責任を負い、強制免疫計画実施案を立てて実行すること。

各級財政部門はワクチン、消耗材、労務、免疫実施効果の評価、ワクチン副反応の処置等の経費を含む強制免疫計画の実施に必要な経費に責任を負い、ワクチン等関連経費の管理に責任を負う。

その他関連部門は法に基づいて協力し、強制免疫計画実施作業を遂行すること。

各級動物伝染病予防制御機構、国の関連獣医参考実験室は、強制免疫用ワクチンの使用段階における接種効果の評価に責任を負うこと。国の関連獣医参考実験室と関連獣医専門実験室は伝染病の科学研究に責任を負い、ウイルスの変異状況を追跡し、規定に従ってモニタリングと疫学調査活動を展開し、診断試薬の供給を保証すること。

動物飼育組織と個人は、法に基づいて強制的に免疫を獲得させる義務を履行し、獣医主管部門の要求に従って免疫獲得のための作業を遂行すること。一定規模以上で飼育される動物には免疫の獲得を手順化し、放し飼いの動物にはワクチンの集中接種と定期的な補充接種を実施する。

指定ワクチン生産企業はワクチンの生産管理を強化し、ワクチンの品質を保証し、アフターサービスを行うこと。

三、実施

(一) 実施案の制定。各地は国家動物伝染病強制免疫計画の要求に従って、現地の実情に合わせて、直ちに各省（自治区、直轄市）の強制免疫計画実施案を制定すること。

(二) 免疫技術研修の実施。中国動物伝染病予防制御センターは春季集中免疫活動の開始前に免疫技術資格者研修を実施し、各地は郷鎮及び村級の防疫担当者技術研修を実施すること。ワクチン接種時には操作を規範化し、要求通りに注射針を交換し、各種消毒作業を行い、操作中に人為的に伝染病が伝播しないようにすること。同時にワクチンの輸送と保存管理を強化し、ワクチンの品質を保証すること。

(三) 免疫書類の作成。飼育農家の畜禽飼育数、出荷数及び免疫獲得作業の実施等の状況を詳細に記録すること。特にワクチンの種類、生産企業、生産ロット番号等を記録すること。郷鎮畜牧獣医ステーション、末端防疫担当者、飼育農場（農家）は免疫獲得作業記録を持ち、免疫獲得作業記録と畜禽標識コードを一致させること。

(四) 免疫活動報告の実施。ワクチンの購入と接種状況について月報制度を実施し、春季と秋季の集中免疫期間には、免疫活動の進展について週報制度を実施し、重大な動物伝染病が突発した場合の緊急免疫実施状況について日報制度を実施する。各地は専任者を明確にして免疫実施情報の収

集・統計作業に責任を負わせ、直ちに中国動物伝染病予防制御センターに報告すること。同時に、免疫実施過程で発生した問題に対して直ちにフィードバックすること。

四、ワクチンの品質管理

農業部は重大動物伝染病ワクチンの生産品質標準を向上させる。ワクチンの生産状況に基づいてサンプリングを監督し、不合格ワクチン製品の情報を通達する。中国獣医薬品監察所はワクチンの品質に対する監督管理を具体的に実施し、ワクチンの品質に対して監督検査を行い、生産企業に対して無通告査察を実施し、必要な場合は工場に駐在して監督を行う。省級獣医主管部門は管轄地域内のワクチン生産企業を監督管理する責任を負い、ワクチンの保存、輸送、使用等の段階における低温流通体系の実施に対して監督管理を行う。

財政部、農業部は定期的に各地のワクチン入札・購入状況に対して監督指導を行うこと。

省級獣医主管部門は各指定ワクチン生産企業のワクチン入札・購入への参加に対する監督管理を適宜強化する。各企業は悪意のある競争入札をしてはならず、コストより低い価格で競争入札に参加してはならず、使用範囲を超えた宣伝を行ってはならない。

各地はワクチン入札・購入に当たって、ワクチンの品質、アフターサービス及び価格等総合的な指標を判断基準とすること。

いかなる組織及び個人も強制免疫用ワクチンを転売転買することを厳禁する。

五、経費支援

(一) ワクチン経費の分担方式。国家動物伝染病強制免疫用ワクチンの経費は中央財政及び地方財政が共同で按分負担し、按分率は財政部、農業部が共同で下達した関連文書に従って決定する。

(二) ワクチンの中央財政補助標準。ワクチン経費はワクチンの実際使用量によって事実通りに決算し、年度清算制を実施し、繰越資金は翌年度に繰り越して引き続き使用する。補助標準は財政部が下達するワクチン経費補助関連文書に従って実施する。2012年度のワクチン補助資金が不足した省は、省級財政部門、農業部門が共同で申請し、同時に2012年ワクチン補助経費管理使用状況のとりまとめを送付し、『2012年重大動物伝染病ワクチンの購入及び使用状況統計表』を記入し、かつその省が2012年に地方財政が負担すべきワクチン補助経費を既に拠出したことを証明する資金交付文書等関連資料を提供する。

(三) 各級財政部門は動物伝染病防止制御の各種経費が所定通り執行されることを保証すること。

(四) 動物伝染病防止制御経費は特定費目として特定目的に使用し、占有、流用してはならず、不正な報告をして受け取り、占有、流用した場合、厳しく処罰する。

六、監督検査

(一) 地方財政部門はワクチン経費の管理を強化し、ワクチンの入札・購入及び使用状況を自主的に調査すること。

(二) 各級獣医部門は免疫実施効果のモニタリングを強化し、通常モニタリングとランダムサンプリング、集中モニタリングとを組み合わせ実施し、免疫実施効果のモニタリング及び評価作業を定期的実施して、サンプリングを受けた農場（工場）、郷（鎮）または村が飼育する畜禽群体の抗体合格率が規定の要求に達していない場合、できるだけ早く補充接種を実施すること。農業部は2度の定期検査及びランダムサンプリングを実施し、かつサンプリングの結果を通報する。

(三) 動物衛生監督機構が検疫証明書を発行する場合は、調達・運送される畜禽の免疫獲得状況を厳しく検証し、県境を越えて調達される種畜禽またはその他屠殺されない畜禽には、調達・運送2週間前に1度追加接種を行い、調達・運送される種卵及び初回免疫日数に達していない子畜、雛鳥については、そのドナーの免疫獲得状況を明記すること。追加接種または免疫獲得状況が不明な場合は調達・運送を禁ずる。

(四) 各地は監督検査、指導に一層力を入れ、確実に免疫活動を実施して所期の水準に到達させること。

(五) 省級獣医主管部門は管轄地域内の動物伝染病ワクチン副反応の発生状況、免疫抗体水準が標準に達しない状況及び免疫の失敗状況について、直ちに調査を行い処理する。

免疫の獲得状況が所期の水準に達せず、動物伝染病を引き起こした場合、関連人員の責任を厳しく追及する。強制免疫実施義務不履行の飼育組織及び個人に対しては、法によってその責任を追及する。

七、その他

(一) 各省、自治区、直轄市人民政府獣医主管部門は、各行政区域内の動物伝染病流行状況に基づいて、強制的に免疫を獲得させる動物伝染病種と地域を増やし、各級の人民政府に報告し許可された後に実施し、かつ農業部に報告して記録を残すこと。

(二) 一定規模以上の飼育場に対する重大動物伝染病強制免疫用ワクチン補助経費直接補填テスト点事業を展開する省は、財政部及び農業部が認可した案に厳格に従って実施すること。

(三) 各地は国の動物伝染病強制免疫獲得作業を遂行すると同時に、国の関連規定に従って統一計画を立て、ブルセラ症、ニューカッスル病、狂犬病、炭疽症、豚流行性B型脳炎及びエキノコックス症等その他動物伝染病の免疫獲得作業を遂行すること。

(四) 農業部は動物伝染病の発生及び拡大状況に基づき、必要な場合は財政部と共に本計画を調整する。

- 附属文書
- 1.高病原性鳥インフルエンザ免疫実施案
 - 2.口蹄疫免疫実施案
 - 3.高病原性豚繁殖器・呼吸器症候群免疫実施案
 - 4.豚コレラ免疫実施案
 - 5.小反芻獣疫免疫実施案

高病原性鳥インフルエンザ免疫実施案

一、要求

全ての鶏、水禽（カモ、ガチョウ）に強制的に高病原性鳥インフルエンザ免疫を獲得させる。人工的に飼育されているウズラ、ハト等には、鶏を参考にして相応の免疫実施手順で免疫を獲得させる。

輸入国に防疫に対する要求があり、かつ防疫条件のよい輸出企業に対して、及び研究やワクチン生産用に提供される家禽については、省級獣医主管部門に報告して許可を得た場合、ワクチンの接種を実施しなくてもよい。

二、免疫実施手順

一定規模以上の飼育場は、下記に推奨する手順によって免疫を獲得させ、放し飼いの家禽には春季と秋季にそれぞれ 1 回集中接種を実施し、毎月新たに飼育し始めた家禽には適時に補充接種を行う。

1.種鶏、採卵鶏に対する免疫の実施

雛鶏は 7～14 日齢時に、H5N1 亜型鳥インフルエンザ不活化ワクチンまたは鳥インフルエンザ-ニューカッスル病組換え型混合生ワクチン（rLH5-6 株）を初回接種する。3～4 週間後に再び 1 度追加接種する。出産・産卵開始前に更に H5N1 亜型鳥インフルエンザ不活化ワクチンを追加接種し、以後、免疫抗体検査結果に基づいて、4～6 カ月ごとに 1 度 H5N1 亜型鳥インフルエンザ不活化ワクチンを接種する。

2.商品肉用鶏に対する免疫の実施

7～14 日齢時に、H5N1 亜型鳥インフルエンザ不活化ワクチンを 1 回接種する。または 7～14 日齢時に、鳥インフルエンザ-ニューカッスル病組換え型混合生ワクチン（rLH5-6 株）を接種する。2 週間後に、鳥インフルエンザ-ニューカッスル病組換え型混合生ワクチン（rLH5-6 株）を 1 度追加接種する。

飼育周期が 70 日齢を超えた場合は、採卵鶏の免疫実施手順を参照して接種を行う。

3.種アヒル、採卵アヒル、種ガチョウ、採卵ガチョウに対する免疫の実施

雛アヒルまたは雛ガチョウは 14～21 日齢時に、H5N1 亜型鳥インフルエンザ不活化ワクチンを初回接種する。3～4 週間開けて、再度 H5N1 亜型鳥インフルエンザ不活化ワクチンを 1 度追加接種する。

種する。以後、免疫抗体検査の結果に基づいて、4～6 カ月ごとに 1 度 H5N1 亜型鳥インフルエンザ不活化ワクチンを接種する。

4.商品肉用アヒル、肉用ガチョウに対する免疫の実施

肉用アヒルは 7～10 日齢時に、H5N1 亜型鳥インフルエンザ不活化ワクチンを 1 度接種すればそれでよい。

肉用ガチョウは 7～10 日齢時に、H5N1 亜型鳥インフルエンザ不活化ワクチンを初回接種する。3～4 週間後、再度 H5N1 亜型鳥インフルエンザ不活化ワクチンを 1 度追加接種する。

5.放し飼いの鳥に対する免疫の実施

春季と秋季に H5N1 亜型鳥インフルエンザ不活化ワクチンを 1 度集中的全面的に接種し、毎月定期的に補充接種を行う。

6.ウズラ、ハト等その他鳥類に対する免疫の実施

飼育の用途に応じて、鶏を参考に相応の免疫実施手順で接種を行う。

三、リスクの異なる地域に対する免疫の実施

北京、天津、河北、山西、内蒙古、遼寧（大連を含む）、上海、江蘇、浙江（寧波を含む）、安徽、山東（青島を含む）、河南、陝西、甘肅、寧夏等 15 の省（自治区、直轄市）及び 3 つの計画的独立財政市は、H5 亜型鳥インフルエンザウイルス組換え型 2 価不活化ワクチン（Re-6 株+Re-4 株）を使用するか、または鳥インフルエンザウイルス組換え型不活化ワクチン（H5N1 亜型、Re-6 株）か鳥インフルエンザウイルス組換え型不活化ワクチン（H5N1 亜型、Re-4 株）のどちらかを選択して鶏に免疫を獲得させる。水禽には鳥インフルエンザウイルス組換え型不活化ワクチン（H5N1 亜型、Re-6 株）を使用して免疫を獲得させる。その他の省、新疆生産建設兵団及び 2 つの計画的独立財政市は、鳥インフルエンザウイルス組換え型不活化ワクチン（H5N1 亜型、Re-6 株）を使用して家禽に免疫を獲得させる。Re-4 ウイルス観測地域は Re-4 株ワクチンを使用して接種を行い、農業部に報告し記録を残してもよい。Re-4 株が観測されていないが Re-4 株ワクチンの使用を求める場合は、省級獣医主管部門が書面により申請し、農業部が許可した後 Re-4 株ワクチンを使用して接種を行ってよい。

四、緊急免疫の実施

伝染病発生時には、脅威を受ける地域の家禽の免疫抗体をモニタリングし、その状況に基づいて、脅威を受ける地域の全ての家禽に 1 度追加接種を行う。辺境地域が境界外から脅威を受けた場合、

辺境から 30km 以内の全ての家禽に 1 度追加接種を行う。最近 1 カ月以内に既に接種を行った家禽には追加接種を行わなくてよい。

五、鳥インフルエンザ 2 価不活化ワクチンによる免疫の実施

鳥インフルエンザ 2 価不活化ワクチン (H5N1 Re-6+H9N2 Re-2 株) の使用は、H5N1 亜型鳥インフルエンザ不活化ワクチンに同じ。

六、使用ワクチンの種類

混合鳥インフルエンザウイルス H5 亜型 2 価不活化ワクチン (Re-6 株+Re-4 株)、鳥インフルエンザウイルス組換え型不活化ワクチン (H5N1 亜型、Re-4 株)、鳥インフルエンザウイルス組換え型不活化ワクチン (H5N1 亜型、Re-6 株)、鳥インフルエンザ 2 価不活化ワクチン (H5N1 Re-6 株+H9N2 Re-2 株)、鳥インフルエンザ-ニューカッスル病組換え型混合ワクチン (rLH5-6 株)。

七、接種方法

各種ワクチンの接種方法及び薬剂量は関連製品説明書の規定に基づいて操作すること。

八、接種効果のモニタリング

1.検査方法

血液凝固抑制試験 (HI)

2.接種効果判定

生ワクチン接種効果判定：商品肉用鶏ひなは 2 回目接種の 14 日後に、接種効果のモニタリングを行う。鶏群の免疫抗体陽性化率 $\geq 50\%$ で合格とする。

不活化ワクチン接種効果判定：家禽は接種後 21 日で接種効果のモニタリングを行う。鳥インフルエンザ抗体血液凝固抑制試験 (HI) 抗体価 ≥ 24 で合格とする。

飼育鳥群免疫抗体合格率 $\geq 70\%$ で合格とする。

口蹄疫免疫実施案

全ての豚に強制的に O 型口蹄疫の免疫を獲得させる。全ての牛、羊、駱駝、鹿に強制的に O 型及びアジア I 型口蹄疫の免疫を獲得させる。全ての乳牛及び種雄牛に強制的に A 型口蹄疫の免疫を獲得させる。広西、雲南、チベット、新疆及び新疆生産建設兵団辺境地域の牛、羊には強制的に A 型口蹄疫の免疫を獲得させる。

一定規模以上の飼育場は以下に推奨する免疫実施手順に従って接種を行い、放し飼いの家畜には春季と秋季に各 1 度集中接種を行い、新たに飼育し始めた家畜には適時に接種を行う。

1. 一定規模以上の飼育場の家畜及び種畜に対する免疫の実施

子豚、子羊：28～35 日齢時に初回接種を行う。

子牛：90 日齢時ごろ初回接種を行う。

全ての新生家畜は初回接種後、1 カ月開けて 1 度追加接種を行い、以後 4～6 カ月ごとに 1 度接種を行う。

2. 放し飼いの家畜に対する免疫の実施

春季と秋季に全ての家畜に 1 度集中接種を行い、毎月定期的に補充接種を行う。条件の整った場所では、一定規模以上の飼育場の家畜及び種畜の免疫実施手順を参照して接種を行うこと。

三、緊急接種

伝染病発生時には、感染地域、脅威を受ける地域の全ての感染しやすい家畜に 1 度追加接種を行う。辺境地域が境界外から伝染病の脅威を受けた場合は、境界線から 30km 以内の全ての感染しやすい家畜に 1 度追加接種を行う。最近 1 カ月以内に既に接種した家畜には追加接種を行わなくてよい。

四、使用ワクチンの種類

牛、羊、駱駝及び鹿：口蹄疫 O 型-アジア I 型 2 価不活化ワクチン、口蹄疫 O 型-A 型 2 価不活化ワクチン及び口蹄疫 A 型不活化ワクチン、口蹄疫 O 型-A 型-アジア I 型 3 価不活化ワクチン。

豚：口蹄疫 O 型不活化類ワクチン、口蹄疫 O 型合成ペプチドワクチン（ダブル抗原）。

中空カプシド複合型ワクチンは許可された範囲内で使用する。

五、接種方法

六、接種効果モニタリング

豚は接種 28 日後、その他家畜は 21 日後に、接種効果のモニタリングを行う。

アジア I 型口蹄疫：液相遮断 ELISA。

O 型口蹄疫：不活化ワクチンには正方向間接凝血検査、液相遮断 ELISA、合成ペプチドワクチンには VP1 ウイルス構造タンパク質 ELISA を使用する。

A 型口蹄疫：液相遮断 ELISA。

アジア I 型口蹄疫：液相遮断 ELISA の抗体価 ≥ 26 で合格とする。

O 型口蹄疫：不活化類ワクチンの抗体は正方向間接凝血検査の抗体価 ≥ 25 で合格とし、液相遮断 ELISA の抗体価 ≥ 26 で合格とする。合成ペプチドワクチンは VP1 ウイルス構造タンパク質 ELISA の抗体価 ≥ 25 で合格とする。

A 型口蹄疫：液相遮断 ELISA の抗体価 ≥ 26 で合格とする。

飼育する家畜の免疫抗体合格率 $\geq 70\%$ で合格とする。

高病原性豚繁殖器・呼吸器症候群免疫実施案

全ての豚に強制的に高病原性豚繁殖器・呼吸器症候群に対する免疫を獲得させる。ワクチン製造ウイルス株の違いを識別するために、各地は効果的な措置を講じて、1つの県内では1種類の高病原性豚繁殖器・呼吸器症候群ワクチンを使用して免疫を獲得させること。

一定規模以上の飼育場は下記に推奨する手順に従って接種を行い、放し飼いの豚には春季と秋季に各1度集中接種を行い、新たに飼育し始めた豚には適時に接種を行うこと。

1. 一定規模以上の養豚場に対する免疫の実施

商品豚：不活性ワクチンを使用して断乳前後に初回接種し、4ヶ月後に1度接種を行う。または、不活化ワクチンを使用して断乳後に初回接種を行い、実情に基づいて初回接種後1カ月に1度追加接種を行う。

種雌豚：生ワクチンまたは不活化ワクチンを使用して接種を行う。150日齢までの接種手順は商品豚に同じ。以後毎回種付け前に1回追加接種を行う。

種雄豚：不活化ワクチンを使用して接種を行う。70日齢までの接種手順は商品豚に同じ。以後4～6カ月ごとに1度追加接種を行う。

2. 放し飼い豚に対する免疫の実施

春季と秋季に全ての豚に1度集中接種を行い、毎月定期的に補充接種を行う。条件の整った場所では一定規模以上の養豚場の接種手順を参照して接種を行ってよい。

伝染病発生時には、発生地域、脅威を受ける地域の全ての健康な豚に生ワクチンを使用して1度追加接種を行う。最近1カ月以内に既に接種を行った豚には、追加接種を行わなくてよい。

高病原性豚繁殖器・呼吸器症候群生ワクチン、高病原性豚繁殖器・呼吸器症候群不活化ワクチン。

生ワクチン接種 28 日後に接種効果のモニタリングを行う。高病原性豚繁殖器・呼吸器症候群 ELISA 抗体検査が陽性で合格とする。飼育する豚の免疫抗体合格率 $\geq 70\%$ で合格とする。

豚コレラ免疫実施案

全ての豚に強制的に豚コレラに対する免疫を獲得させる。

商品豚：25～35 日齢時に初回接種を行い、60～70 日齢時に 1 度追加接種を行う。

種雄豚：25～35 日齢時に初回接種、60～70 日齢時に 1 度追加接種を行い、以後 6 ヶ月ごとに 1 回接種を行う。

種雌豚：25～35 日齢時に初回接種、60～70 日齢時に 1 度追加接種を行い、以後毎回種付け前に 1 回接種を行う。

毎年春季と秋季に集中接種を行い、毎月定期的に補充接種を行う。

伝染病発生時には発生地域及び脅威を受ける地域の全ての健康な豚に 1 度追加接種を行う。最近 1 カ月以内に既に接種を行った豚には追加接種を行わなくてよい。

豚コレラ生ワクチン（政府購入専用）及び継代性細胞株豚コレラ生ワクチン。

接種 21 日後に免疫実施のモニタリングを行う。

豚コレラ抗体遮断 ELISA 検査測定試験は抗体陽性で合格とし、豚コレラ抗体間接 ELISA 検査測定試験は抗体陽性で合格、豚コレラ抗体正方向間接凝血実験は抗体価 ≥ 25 で合格とする。

飼育豚の抗体合格率 $\geq 70\%$ で合格と判定する。

小反芻獣疫免疫実施案

一、要求 8

リスク評価の結果に基づいて、チベット、新疆、新疆生産建設兵団等脅威を受ける地域の羊に強制的に小反芻獣疫に対する免疫を獲得させる。

新生子羊は月齢 1 カ月以後 1 度接種し、本年まだ接種していない羊及び 3 年の接種保護期を過ぎた羊に接種を行う。

伝染病発生時には、発生地域及び脅威を受ける地域の全ての健康な羊に 1 度追加接種を行う。最近 1 カ月以内に既に接種を受けた羊には追加接種を行わなくてよい。

小反芻獣疫生ワクチン。

ワクチン接種方法及び薬剤量は関連製品説明書の規定に従って操作すること。

http://www.moa.gov.cn/govpublic/SYJ/201303/t20130307_3248256.htm

農医発〔2013〕8号.CEB